



2023年12月27日

各 位

会 社 名 タ ッ タ 電 線 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 山 田 宏 也
(コード番号：5809 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 佐 藤 大 河
(電話番号：06-6721-3011)

**(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (JX金属株式会社) による
当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ**

当社は、2022年12月21日付プレスリリース「ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (JX金属株式会社) による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」(以下「2022年12月21日付プレスリリース」といいます。)において、JX金属株式会社 (以下「公開買付者」といいます。)によれば、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)に関して、2023年6月には本公開買付けを開始することを目指しているものの、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことである旨を公表しておりました。

また、2022年12月21日付プレスリリースにおいて、公開買付者によれば、中国競争法に基づく届出の可否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正 (以下「中国競争法改正」といいます。)が予定されており、中国競争法改正が施行された場合には、本公開買付けにつき中国競争法上の届出は不要となり、当該時点における国内競争法の手続の進捗状況に応じて本公開買付けの開始予定時期が変更となる可能性があるとのことである旨をお知らせしておりました。

その後、2023年6月30日付「(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (JX金属株式会社) による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」においてお知らせしたとおり、公開買付者より、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応は完了したものの、中国競争法に基づく必要な手続及び対応が完了していない旨の連絡を受けておりました。

また、2023年9月26日付「(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (JX金属株式会社) による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」においてお知らせしたとおり、公開買付者より、中国における競争法について、早期に当該手続及び対応が完了する目処が当該時点において立っていない旨の連絡を受けており、公開買付者によれば、2023年12月末日においても、本公開買付けが開始されていない場合においては、改めて進捗状況をお知らせするとのことでした。また、公開買付者は、2023年1月17日付で中国競争法に関する届出を実施しているとのことですが、仮に、中国競争法改正が施行され、中国競争法に関する届出が不要となった場合には、当該届出の取り下げを申請する予定とのことでした。

本日現在、公開買付者によれば、中国における競争当局の求めに応じ、問題解消措置の可否に関する協議を含めて必要手続を随時進めているものの、中国の競争当局における審査が継続しており、中国における競争法に基づき必要な手続及び対応は完了しておらず、また、中国競争法に基づく届出の可否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正も施行されていないとのことでした。公開買付者としては、中国における競争法について、当該手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2024年1月以降となることを見込んでおり、当初の本公開買

付けの開始に向けた方針から特段の変更はなく、引き続き早期に当該手続及び対応を完了すべく努めるとのことで
す。

なお、仮に、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が施行され、中国競争法に関する届出が不要となる場合には、当該届出の取り下げを申請する予定である点に変更はないとのことです。

公開買付者によれば、これまで本公開買付けに関する進捗状況については、約3か月毎にお知らせしておりましたが、中国における競争当局との協議状況の進展に鑑み、今後の進捗状況については、約1か月毎にお知らせする方針に変更することとしたとのことです。つきましては、公開買付者より本公開買付けのスケジュールを決定した旨の連絡を受けた場合には、速やかにお知らせいたしますが、公開買付者によれば、2024年1月末日においても、本公開買付けが開始されていない場合においては、改めて進捗状況をお知らせするとのことです。

以 上

(添付資料)

2023年12月27日付「(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社(JX金属株式会社)によるタツタ電線株式会社株式(証券コード 5809)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」



2023年12月27日

各 位

会 社 名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 宮田 知秀
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インベスター・リレーションズ部 IRグループ マネージャー
江口 小百合
(電話番号 03-6257-7075)

会 社 名 J X 金 属 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 林 陽一
問合せ先 広報・IR部 IR担当課長
長谷川 典彦
(電話番号 03-6433-6088)

**(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (J X金属株式会社) による
タツタ電線株式会社株式 (証券コード 5809) に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ**

ENEOSホールディングス株式会社とその完全子会社であるJ X金属株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、2022年12月21日付「ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (J X金属株式会社) によるタツタ電線株式会社株式 (証券コード 5809) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」 (以下「2022年12月21日付公開買付者プレスリリース」といいます。) において公表しましたとおり、同日開催のそれぞれの取締役会において、公開買付者が、タツタ電線株式会社 (コード番号: 5809、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。) の普通株式を、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決議しておりました。

公開買付者は、2022年12月21日付公開買付者プレスリリースにおいて、2023年6月には本公開買付けを開始することを目指しているものの、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせすることとしておりました。また、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が予定されており、当該法改正が施行された場合には本公開買付けにつき中国における競争法上の届出は不要となり、当該時点における国内競争法の手続の進捗状況に応じて本公開買付けの開始予定時期が変更となる可能性がある旨をお知らせしておりました。

その後、2023年6月30日付及び2023年9月26日付「(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社 (J X金属株式会社) によるタツタ電線株式会社株式 (証券コード 5809) に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」 (以下、2023年9月26日付のものを「2023年9月26日付公開買付者プレスリリース」といいます。) においてお知らせしたとおり、公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応のうち、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応は完了したものの、中国における競争法に基づき必要な手続及び対応が完了していませんでした。

公開買付者は、2023年9月26日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、中国における競争法について、早期に当該手続及び対応が完了する目処が当該時点において立っていなかったことから、2023年12月末日においても、本公開買付けが開始されていない場合においては、改めて進捗状況をお知らせすることとしておりました。また、公開買付者は、2023年1月17日付で中国競争法に関する届出を実施しておりますが、仮に、

中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が施行され、中国競争法に関する届出が不要となった場合には、当該届出の取り下げを申請する予定でございました。

公開買付者は、中国における競争当局の求めに応じ、問題解消措置の要否に関する協議を含めて必要手続を随時進めているものの、中国の競争当局における審査が継続しており、本日現在においても、中国における競争法に基づき必要な手続及び対応は完了しておらず、また、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正も施行されておられません。公開買付者といたしましては、中国における競争法について当該手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2024年1月以降となることを見込んでおり、当初の本公開買付けの開始に向けた方針から特段の変更はなく、引き続き早期に当該手続及び対応を完了すべく努めてまいります。

なお、仮に、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が施行され、中国競争法に関する届出が不要となる場合には、当該届出の取り下げを申請する予定である点に変更はございません。

これまで本公開買付けに関する進捗状況については、約3か月毎にお知らせしておりましたが、中国における競争当局との協議状況の進展に鑑み、今後の進捗状況については、約1か月毎にお知らせする方針に変更することといたしました。つきましては、本公開買付けのスケジュールが決定次第、その詳細をお知らせいたしますが、2024年1月末日においても、本公開買付けが開始されていない場合においては、改めて進捗状況をお知らせいたします。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

当社は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

当社は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。